

株式会社大洋工芸 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 10 月 1 日～令和 12 年 9 月 30 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得促進を図り、計画期間内に 1 名以上が育児休業を取得する

女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、取得率 80%以上

<対策>

- 令和 7 年 10 月～ 業務管理ホームページ等にて、制度内容等について周知する

目標 2：年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり年間平均 6 日以上とする

<対策>

- 令和 7 年 10 月～ 年次有給休暇の取得状況を所属先の管理職と事務員も含めて行う
- 令和 7 年 10 月～ 計画的付与による取得促進を図る

目標 3：小学校就学前の子を持つ社員を対象とする短時間勤務制度や時差出勤制度の対象を小学校就学中の子を持つ社員にまで拡大する。

<対策>

- 令和 7 年 10 月～ 制度導入
- 令和 7 年 10 月～ 業務管理ホームページ等による社員への短時間勤務制度の周知

目標 4：所定時間外労働を社員全体で平均 30 時間以内にする。

<対策>

- 令和 7 年 10 月～ シフト勤務の周知徹底
- 令和 7 年 10 月～ 業務過多を防ぐ為、業務分担制を推進する